

「職員の給与等に関する報告及び勧告」に当たって

委員長談話(令和6年9月20日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本市職員と市内民間事業所の従業員の月例給を4月時点で比較したところ、本市職員の給与は民間給与を8,921円(2.23%)下回っていたことから、給料表の引上げ改定を行うよう勧告しました。

特別給については、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、市内民間事業所における支給月数を0.09月分下回っていたため、民間の支給状況との均衡を図るため、0.10月分引き上げ、年間4.60月分とするよう勧告しました。

- 2 人事管理に関する課題としては、行政課題が高度に複雑化・多様化する中において、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、多様で有為な職員を確保し、育成することが不可欠であること、また、職員が高い意欲とやりがいを持ち、心身ともに健康に働き続けることのできる勤務環境を整備することにより、組織のパフォーマンスと魅力を一層向上させ、それにより、多くの有為な人物をひきつけるという好循環を生み出す組織への変革を、より一層加速化させる必要があることを報告しております。

- 3 また、本年、人事院は、「多様で有為な人材の確保」、「職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上」、「ウェルビーイングの実現に向けた環境整備」という現下の人事管理上の重点課題に対応するため、「給与制度のアップデート」を勧告しました。

本市も、国家公務員と共通の課題を抱えていること等から、国の給与制度を基本としつつ、国における見直しの趣旨や本市の実情等も踏まえた所要の見直しを検討する必要があることを報告しております。

- 4 人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な給与等の勤務条件を確保しようとするものです。

市民の皆様におかれましては、本委員会が行う報告・勧告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、本市職員の皆さんにおかれては、市民の期待に応えられるよう、自身の職務に誇りと使命感を持って、職務にまい進されることを祈念します。